

福島県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則

令和5年4月21日

福島県規則第36号

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県ふぐの取扱い等に関する条例（令和五年福島県条例第十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(販売の禁止の適用除外)

第二条 条例第三条ただし書の規則で定める者は、条例第二条第二号又は第四号に掲げる者に対してふぐを販売することを業とする者とする。

(認定の方法)

第三条 条例第五条第二号の規則で定めるものは、他の都道府県、保健所を設置する市及び特別区の長が実施する試験その他のふぐ処理の知識及び技術を有することを認定するために当該団体の長が定めたもの（知事がふぐ処理者試験と同等であると認めたものに限る。次項において「試験等」という。）においてふぐ処理の知識及び技術が適正と認められた者（以下「他都道府県等合格者」という。）とする。

2 前項に掲げる者が知事の認定を受けようとするときは、試験等においてふぐ処理の知識及び技術が適正と認められたことを証する書類を提示しなければならない。

(取消処分を受けた者の再認定)

第四条 次の各号に掲げる者は、条例第五条第二号に該当するものとして、ふぐ処理者として再び認定するよう知事に申し出ることができる。

一 条例第十条第一項第一号によりふぐ処理者の認定を取消された者であって、条例第六条第一号に規定する期間を経過した他都道府県等合格者

二 条例第十条第一項第二号によりふぐ処理者の認定を取消された者であって、条例第六条第一号に規定する期間を経過し、かつ、知事又は保健所長による必要な指導を受けたもの

(名簿の訂正)

第五条 ふぐ処理者は、条例第七条第二号の氏名又は同条第四号に掲げる事項のうち知事が別に定めるものに変更が生じたときは、三十日以内に知事が別に定める様式により名簿の訂正を知事に申請しなければならない。

(名簿の消除)

第六条 ふぐ処理者は、名簿の登録を消除しようとするときは、知事が別に定める様式により知事に申請しなければならない。

2 ふぐ処理者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による死亡又は失踪の届出義務者は、三十日以内に知事が別に定める様式により名簿の登録の消除を知事に申請しなければならない。

(的確なふぐの処理を行うために必要な事項)

第七条 条例第八条第八号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 心身の障がい等がなく、ふぐの処理に当たり必要な認知、判断及び意思疎通が可能な状態であること。
- 二 ふぐの処理に当たり必要な視認が十分確保されていること。

(ふぐ処理施設である旨が記載された書類)

第八条 条例第九条第二号のふぐ処理施設である旨が記載された書類は、次の各号のいずれかとする。

- 一 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十五条第一項の許可を受けた旨の令達文
- 二 前号の許可を受けた事実を証する証明書
- 三 知事が別に定める確認済証
- 四 前三号の規定による書類に相当する書類として知事が認めたもの

(試験の方法)

第九条 条例第十一条第一項に規定するふぐ処理者試験は、学科試験及び実技試験により行う。

2 ふぐ処理者試験の科目は、次のとおりとする。

- 一 学科試験
 - ア 水産食品の衛生に関する知識
 - イ ふぐに関する一般知識
- 二 実技試験 ふぐ処理に関する技術

(受験願書等)

第十条 ふぐ処理者試験を受けようとする者は、知事が別に定める願書に写真を貼付して知事に提出しなければならない。

(書類の経由)

第十一条 この規則の規定により知事に提出する書類は、当該書類を提出する者の住所地(福島市、郡山市及びいわき市並びに県外の区域を除く。)を所管する保健所長を経由することができる。

附 則

- 1 この規則は、令和五年六月一日から施行する。
- 2 条例附則第二項の規則で定めるものは、この規則の施行の日前に食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号)別表第十七第一号へに規定するふぐの種類の見別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有する者として従事を認められていたもの(他都道府県等合格者を除く。)とする。